

公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任期等に関し、必要な事項を定める。

(任期等)

第2条 法人において任用する任期付教員の任期等は、次のとおりとする。

組織	職	任期	再任に関する事項	根拠
英語・中国語教育センター	特任講師	2年	1回に限り再任することができるものとし、その期間は3年とする。	法第4条第1項第1号

(任用)

第3条 任期付教員の任用は、静岡文化芸術大学教員の任用及び昇任に関する規則第2条から第7条まで及び第9条の規定を準用する。

2 任用に当たっては、同意書（別記様式）により、任用される者の同意を得るものとする。

(改廃及び公表)

第4条 法人の理事長は、この規程を改廃しようとするときは、法第5条第3項に基づき、静岡文化芸術大学の学長の意見を聴いたうえで、役員会の議決を経て行うものとする。

2 この規程を改廃したときは、法第5条第4項に基づき、速やかに公表し、広く周知を図る。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月10日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

同 意 書

年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

(氏名) 印

私は、公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期に関する規程第3条第2項の規定に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで